

健康教室のご案内

まるごとけんこう財団は地域の皆さんの健康づくりをお手伝いするため、各種教室を開催しています。ふるってご参加ください。

体組成測定会

4月17日(金) 受付開始日 3月17日(火)から

6月19日(金) 受付開始日 5月19日(火)から

8月21日(金) 受付開始日 7月21日(火)から

各日 ①13:30~14:00 ②14:00~14:30

内容 InBody測定

定員 各回先着5名 参加費 500円

目ヂカラリンパ

～ お顔が変われば生活も変わる ～

6月13日(土) ■10:00~11:30

申込受付 5月13日(水)~5月22日(金)

内容 顔のリンパや耳つぼで身体のバランスを整え、不調を緩和するセルフケアの体験

定員 30人 参加費 500円 ▲申込



更年期と尿のお困り事、 専門医が一挙解決

～ 女性外来専門医がお悩みに応えます ～

9月12日(土) ■14:00~15:30

申込受付 8月12日(水)~8月21日(金)

内容 尿疾患や更年期に関する講話と女性に多い病気の相談
※相談内容は申込時に聞き取ります

定員 30人 参加費 無料 ▲申込



申込先 **まるごとけんこう財団**
(公財) 郡山市健康振興財団

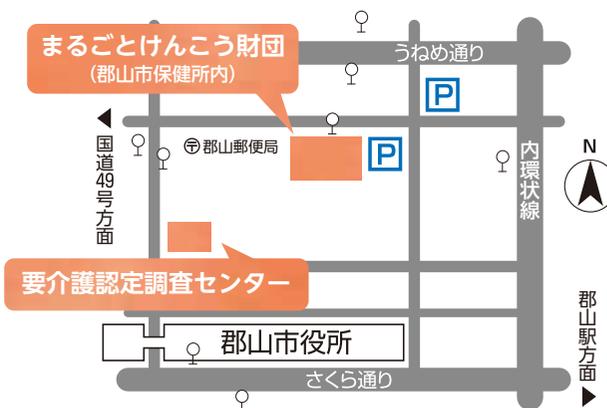
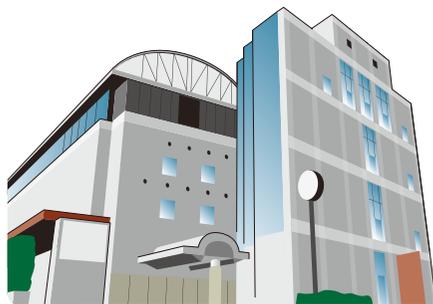
TEL.024-924-2911

受付9:00~17:15(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

インターネットでもご案内しています!

まるごとけんこう

検索



駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

まるごとけんこう財団

(公財) 郡山市健康振興財団

〒963-8024

郡山市朝日二丁目15-1 (郡山市保健所内)

TEL **024-924-2911**

FAX **024-924-2907**

e-mail : kkz@marugotokenkou.com



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を各んだ用紙を使用しています。



No.18
令和8年

まるごとけんこう

特集

介護保険制度

Part 2



まるごとけんこう財団

介護保険制度

Part 2

～介護区分に応じて上手に
介護サービスを受けましょう～

前回のPart1では、「介護保険の申請」から「要介護認定調査」について特集しました。要介護認定調査の調査内容と主治医の意見書を基に認定審査会が申請者の要介護状態の区分（介護度）を決定します。

今回のPart2では、介護度の区分とサービスを受けるまでの流れをご紹介します。

監修 公益財団法人郡山市健康振興財団 要介護認定調査センター所長 車田 美由樹

介護度の区分

要介護1～5：介護の必要性が高い方を対象に状態の改善・悪化防止のために提供するサービスが受けられます。

要支援1～2：要介護状態ではありませんが、今後要介護状態になる可能性があることから「介護予防」のために心身機能の改善を目的としたサービスが受けられます。

非該当：介護保険の対象者にはなりません。生活機能が低下している方や将来介護が必要となる可能性が高い方を対象に郡山市が独自に提供するサービスを受けることができます。

要介護1～5の方

在宅でサービスを希望する方

■**居宅介護支援事業者***1
居宅介護支援事業者を決めてケアプラン作成を依頼します。

ケアマネジャーが、利用者や家族とサービス事業者を交えて、ケアプランについて検討します。

利用者同意のもとサービスの内容を決定します。

■**サービス提供事業者**
サービス事業者と契約します。

在宅サービス開始

施設への入所を希望する方

■**介護保険施設**
入所前に見学や体験入所で利用したい施設を選び、直接施設に申し込みます。



入所した施設で、ケアマネジャーがケアプランを作成します。

利用者同意のもとサービスの内容が決定します。

施設サービス開始

要支援1～2の方

■**高齢者あんしんセンター***2等
高齢者あんしんセンター等に連絡して、介護予防サービスの利用を相談します。

保健師等が利用者や家族と相談して、利用者の心身の状態や環境、生活歴から必要な介護予防案を提案します。



利用者の同意により介護予防のケアプランを作成してサービス内容を決定します。

介護予防のためのサービス開始

*1 居宅介護支援事業者とは…
ケアマネジャーが要介護認定申請の代行、ケアプランの作成を依頼できる機関。
*2 高齢者あんしんセンターとは…
全ての高齢者の暮らしを地域でサポートするために設けられている機関。

非該当の方

■**高齢者あんしんセンター**

高齢者あんしんセンターで生活機能の低下の状況を調べます。

生活機能の低下が見られる方

生活機能低下の原因を調査してケアプランを作成します。

生活機能の低下が見られない方



総合事業
(介護予防・日常生活支援総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

ホームヘルプサービスやデイサービスなどによる介護予防・生活支援サービス事業です。

- 対象
 - ・要支援1・2の認定を受けた方
 - ・高齢者あんしんセンターでケアプランを作成した方
- 訪問型サービス
 - ・ホームヘルパーによる支援サービス
 - ・日常の清掃、洗濯など家事支援サービス
 - ・住民ボランティアによるゴミ出しや外出同行などの軽度生活支援サービス
 - ・訪問型、通所型サービスが困難な場合の保健師等による相談サービス
- 通所型サービス
 - ・機能訓練、レクリエーション等日帰りサービス
 - ・体操や趣味活動などの短時間ミニデイサービス

一般介護予防事業

高齢者自身も地域の活性化のために介護予防の担い手となって、以下の事業に参加します。

- 対象
 - ・65歳以上の全ての高齢者
- 事業
 - ・何らかの支援を必要とする方の把握
 - ・介護予防活動の普及啓発
 - ・住民主体の介護予防活動育成・支援
 - ・介護保険事業計画の目標達成の評価
 - ・住民主体の通いの場などへの専門職による助言

